専門的な事項について調査をする必要がある場合には、国家戦略特別区域諮問会議令で定めるところにより、専門委員又は専門調査会を置き、当該事項の調査をさせることにより、各分野の専門的知見を反映するとともに、機動性を発揮することが、スピードと実行力を確保する上で有効であることから、これらを積極的に活用することとする。

⑵　国家戦略特別区域会議

（区域会議の役割）

区域会議は、法第７条第１項に基づき、政令で指定された国家戦略特区ごとに設けられ、

ア）区域計画の作成

イ）法第11条第１項に規定する認定区域計画（以下「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整

ウ）国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議

を行うことを任務としている。

（構成員の基本的考え方）

国家戦略特区は、国・地方・民間が一体となって取り組むべきプロジェクトを推進するものであることから、区域会議の構成員は、

ア）国家戦略特別区域担当大臣

イ）関係地方公共団体の長

ウ）国家戦略特区における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、内閣総理大臣が選定した者

により組織することを必須としている。

国家戦略特別区域担当大臣は、国家戦略特区の推進に関する国の行政を所管する立場から、地方公共団体の長は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う立場から、民間事業者は、国家戦略特区において事業を実施する立場から参画するものである。

区域会議の構成員となる関係地方公共団体の長とは、その全部又は一部が指定された国家戦略特区に含まれる都道府県及び市区町村の長である。

また、国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長が必要と認めるときは、協議して、国の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関）並びに区域計画又は認定区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者を構成員として加えることができることとしている。この場合の「区域計画に密接な関係を有する者」とは、例えば、地域の経済団体や金融機関等が地域を代表する者として想定されるが、具体の計画内容に照らして判断されるものであり、特にこれらの者に限定されるものではない。

（運営に係る基本的な事項）

区域会議の運営に当たっては、議論への参加者をできるだけ絞り込むこと等により、国家戦略特別区域担当大臣も交えた、トップ同士による実質的な議論を通して区域計画の作成及び推進が迅速かつ強力に行われるように運営することが必要である。

このため、区域会議の構成員である国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び民間事業者の三者が対等な立場に立って合意形成を行えるように、区域会議における協議に基づき、例えば、協議会の活用や代表者の選出等により関係地方公共団体の意見を集約することや、関係地方公共団体の範囲を区域会議の議事に合わせて運用することなど、区域会議における迅速かつ適切な意思決定がなされるための運用上の工夫が求められる。

民間事業者については、法第７条第２項に基づき、公募その他の方法により選定されるが、国家戦略特区において特定事業を実施すると見込まれる者が多数に及ぶ場合等には、公正・中立・透明な方法により代表者を選定するとともに、下部組織等の設置により特定事業を実施しようとする民間事業者の意見を反映する方策を講じるなど、区域会議における迅速かつ適切な意思決定がなされるための運用上の工夫が求められる。

区域会議における議事については、内閣府のホームページにおいて速やかに公開し、公平性及び透明性を確保することが重要である。

３．区域方針に関する基本的な事項

①　区域方針の意義

国家戦略特区の指定に際しては、法第６条に基づき、内閣総理大臣は、区域方針を定めることとされている。区域方針は、基本方針に即して、政令で指定されたそれぞれの国家戦略特区について性格付けを行い、国・地方・民間の三者が、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を共有することを目的とするものである。

区域会議において作成する区域計画は、区域方針に即して作成することとなる。

②　区域方針の策定手続

区域方針は、法第６条第３項に基づき、内閣総理大臣が、諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴いた上で決定する。その際、意見聴取の方法については、迅速かつ効率的に行うよう努めるものとする。区域方針を決定したときは、同条第４項に基づき、その内容を遅滞なく公表するとともに、関係地方公共団体に送付する。なお、区域方針は、国家戦略特区として指定される区域の性格付けや取組の方向性を示すものであることから、区域指定と一体的に決定することとする。

経済社会情勢が大きく変化する等情勢の推移により必要が生じたときは、内閣総理大臣は、区域方針を変更しなければならない。この場合の手続についても区域方針の決定の際と同様である。

③　区域方針の記載事項

区域方針は、法第６条第２項に掲げる事項を定める。具体的には、以下の事項を定めるものとする。

ア）各国家戦略特区において目指すべき産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題を定める。当該目標及び政策課題は、当該国家戦略特区の特性を踏まえつつ、当該区域のあるべき将来像の実現に向け、国・地方・民間の三者が共有できる指針となるように設定する。

イ）ア）で定めた当該国家戦略特区における目標を達成するために当該国家戦略特区において実施が見込まれる特定事業等の方向性及び概要等の基本的な事項を定める。

ウ）ア）及びイ）における事項以外に、当該国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な事項を定める。

４．国家戦略特別区域の評価に関する基本的な事項

①　区域計画における定量的な目標の設定

国家戦略特区において実施されるプロジェクトについて、その効果を最大限発揮するためには、成果目標の設定及びＰＤＣＡサイクルによる進捗管理を適切に行うことが重要であることから、法第12条において、区域会議は、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うこととされている。

その際の評価について、客観的・定量的に評価を行うことができるようにするため、区域計画の作成に当たっては、当該区域計画の実施が当該国家戦略特区内外に及ぼす経済的社会的効果について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして定めるものとする。

その際、「日本再興戦略」に記載されている成果目標（以下「再興戦略ＫＰＩ」という。）のどの項目の達成に、どの程度貢献できるかを、できる限り設定することとする。

②　評価項目

区域会議が実施する評価に際しては、次に掲げる項目について、総合的に評価を行うものとする。

ア）国家戦略特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の進捗状況

イ）認定区域計画の実施により実現した経済的社会的効果

ウ）区域計画において設定した目標の達成状況。この場合において、再興戦略ＫＰＩを踏まえて目標を設定した場合には、再興戦略ＫＰＩへの寄与度についても、評価する。